

平川市地域防災計画の修正要旨

1. 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第42条)

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第16条)

2. 修正事項について

(1) 青森県地域防災計画修正 (H31.4.12) を踏まえた修正 ※本編

標記の計画について、県の防災対策の見直しや国の防災基本計画の修正等により青森県地域防災計画が修正されたことを踏まえ、上位計画との整合を図るため所要の修正を行う。

(参照資料)

別紙「青森県地域防災計画の修正に伴う本市地域防災計画の修正概要」

(2) 本市防災対策の現状を踏まえた修正

①災害協定の追加 ※資料編

災害に係る情報発信等に関する協定 (協定先：ヤフー(株) R1.6.28 締結)

⇒ 以下のとおり災害発生時における情報伝達手段を拡充

- ・ 市ホームページのアクセス負荷を軽減するため、ヤフーで検索した場合、ホームページのキャッシュサイトがヤフーサービス上に掲載され、一般の閲覧が可能となった。
- ・ スマートフォンアプリ「ヤフー防災速報」等のヤフーサービス上で、避難勧告等の緊急情報のほか、市内の被害状況やライフライン、自主避難所に関する情報など市民生活に直接関わる災害情報についても閲覧が可能となった。
- ・ 市が避難者名簿を所定のフォーマットで作成しインターネット上で公開することで、ヤフーサイトで避難者の検索がしやすい環境となった。

②避難勧告等発令基準の見直し ※資料編

平成31年3月内閣府(防災担当)が公表した新たな「避難勧告等に関するガイドライン」に準拠し、以下のとおり、平成22年6月策定の現行の発令基準を見直した。

- ・ 避難勧告等の発令に際しては、住民がとるべき避難行動がイメージしやすい

よう、その段階に応じたレベル3（避難準備・高齢者等避難開始）からレベル5（災害発生情報）までの「警戒レベル」を付し、避難を促すこととした。

- ・ 避難勧告等発令の検討作業を行う防災担当職員が、関係機関からの防災情報等を基本に一定の判断ができるよう、目安となる量的基準を設定するなど、所要の見直しを行った。
- ・ 本発令基準は水害と土砂災害に区分されるが、水害区分に、新たに、遠部・久吉ダム管理所が通報するダム放流情報に基づく避難勧告等の発令を盛り込んだ。

③道の駅いかりがせき（津軽関の庄）の避難施設としての位置づけ ※資料編

碓ヶ関地区の避難施設として、「道の駅いかりがせき（津軽関の庄）」を新たに位置づけ、警戒避難体制の充実・強化を図る。

●指定避難所兼指定緊急避難場所

【屋外】文化観光館駐車場及び正面広場、御仮屋御殿駐車場、御仮屋御殿北側の空地及び駐車場 計 約 9,500 m²

【屋内】文化観光館、御仮屋御殿 計 約 360 m²

●災害種別

【屋外】地震、大火事

【屋内】水害（土砂災害のみ）、火山

④直轄河川及び県管理河川において、浸水想定区域が最大想定規模（確率評価で千年に1度）に拡充したことに伴い、指定緊急避難場所に係る災害種別の見直しを行った。 ※資料編

●洪水・浸水「○」→「×」に新たに変更

- ・ 平川市立松崎小学校
- ・ 平川市立大坊小学校
- ・ 原田農業研修センター
- ・ 大坊コミュニティセンター
- ・ 石郷多目的研修集会施設
- ・ 苗生松多目的集会所
- ・ 館山松崎交流センター
- ・ 杉館集会施設
- ・ 蒲田地区担い手センター
- 計 9 施設

※「岩館地区構造改善センター」「四ツ屋集会所」「松館農業研修センター」「日沼地区コミュニティ施設」の計4施設は、従来より洪水・浸水「×」としている。

⑤ 関係各課における現行の防災対策や業務体制等と整合を図るため、各種データや語句・表現など記述内容について時点修正 ※本編、資料編